明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七四）　二
○予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令（二七五）　五
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七六）　五
○原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令（二七七）　五
〔規　則〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一四）　五
〔告　示〕
○都市計画に関する件（中部地方整備局一九八）　七
○自動車専用道路に関する件（近畿地方整備局二二六）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一五八、一五九）　七
○一級河川尻別川水系尻別川における河川予定地の変更に関する件（北海道開発局一一一）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一一二）　七
〔公　告〕
諸事項　八
裁判所　八
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等　九
日本放送協会落札者等、地方職員共済組合役員の異動関係　九
会社その他　四八
会社決算公告　四八

本号で公布された法令のあらまし

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七四号）（警察庁）

1　風俗営業から除外される設備を設けて客にダンスをさせる営業においてダンスを教授する者に係るダンスの教授に関する講習として、ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができると認められる法人が行う講習であって、国家公安委員会が指定するものを定めることとした。（第一条関係）

2　ダンスを正規に教授する能力がある者として、1により指定された講習を行う法人が当該講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるところにより国家公安委員会に推薦した者を定めることとした。（第一条の二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令（政令第二七五号）（財務省）

1　国有財産のうち不動産について、円滑な処分を図るため、不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払うときは、その予定価格を併せて公告することができることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七六号）（財務省）

1　東日本大震災からの復興事業を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令（政令第二七七号）（環境省）

原子力規制委員会設置法（平成二四年法律第四七号）の一部の施行期日は、平成二五年三月一八日とすることとした。